

下関市手数料条例

平成24年3月27日

条例第10号

別表第8（第2条関係）

民間住宅関係

項	手数料を徴収する事務	金額
1	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第6条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査 (1) 登録戸数が1戸以上10戸以下のもの (2) 登録戸数が11戸以上20戸以下のもの (3) 登録戸数が21戸以上30戸以下のもの (4) 登録戸数が31戸以上40戸以下のもの (5) 登録戸数が41戸以上50戸以下のもの (6) 登録戸数が51戸以上70戸以下のもの (7) 登録戸数が71戸以上100戸以下のもの (8) 登録戸数が100戸を超えるもの	 1件につき24,000円 1件につき28,000円 1件につき32,000円 1件につき36,000円 1件につき40,000円 1件につき48,000円 1件につき60,000円 1件につき72,000円